

介護サービス関係Q&A集 正誤表

「介護サービス関係Q & A 集」につきまして、下記のとおり誤りがありました。

申し訳ございませんが、修正後のファイルを添付いたしますので、差替えの上、ご活用いただきますようお願いいたします。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
1	No. 14	サービス種別	19 通所介護事業	16 通所介護事業
2	No. 15	サービス種別	22 通所介護事業	16 通所介護事業
3	No. 26	質問	特別地域加算の算定について 特別地域加算は、門回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する」とあるが、個別のサービスコードごとの合成単位数に100分の15の加算の値を計算して積み上げるのか、 (後略)	特別地域加算の算定について 特別地域加算は、「一回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する」とあるが、個別のサービスコードごとの合成単位数に100分の15の加算の額を計算して積み上げるのか、 (後略)
4	No. 26	回答	特別地域加算の対 據 となるサービスコードの所定単位数の合計に対して100分の15を加算として算定すること。	特別地域加算の対 象 となるサービスコードの所定単位数の合計に対して100分の15を加算として算定すること。
5	No. 48	回答	指定通所事業者は、(後略)	指定通所介護事業者は、(後略)
6	No. 50	回答	(前略)別表の8の注8 4 。(後略)	(前略)別表の8の注8。(後略)
7	No. 52	回答	(前略)、指定事業者の任意の設定に委ねることとして いる 。(後略)	(前略)、指定事業者の任意の設定に委ねることとして いる 。(後略)
8	No. 89	質問	同一月に同一の施設の入退所を繰り返した場合、レセプトの、入所年月日及び退所年月日について、いつの日付を記載 す ればよいのか。	同一月に同一の施設の入退所を繰り返した場合、レセプトの、入所年月日及び退所年月日について、いつの日付を記載 す ればよいのか。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
9	No.89	回答	入所(院)年月日及び退所(院)年月日の記載欄は1つしか設けていないので、下記の方法に基づいて記載することとする。 入所(院)年月日：月初日に入所(院)中であれば、 (中略) 退所(院)年月日：月末において入所(院)であれば、(後略)	入所(院)年月日及び退所(院)年月日の記載欄は1つしか設けていないので、下記の方法に基づいて記載することとする。 入所(院)年月日：月初日に入所(院)中であれば、 (中略) 退所(院)年月日：月末において入所(院)であれば、(後略)
10	No.90	質問	(前略)インタフェース仕様書においては、 (後略)	(前略)インタフェース仕様書においては、 (後略)
11	No.90	回答	(前略)以下の2つの方法により設定することとする。 (後略)	(前略)以下の2つの方法により設定することとする。 (後略)
12	No.113～No.152	Q A 発出時期、文書番号等	13.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ & A	13.3.28 事務連絡 <u>介護保険最新情報vol.106</u> 運営基準等に係るQ & A
13	No.115	回答	(前略)、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(後略)	(前略)、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(後略)
14	No.140	Q A 発出時期、文書番号等	13.3.29 事務連絡 運営基準等に係るQ & A	13.3.28 事務連絡 <u>介護保険最新情報vol.106</u> 運営基準等に係るQ & A
15	No.153	回答	サービス利用票は利用者に保険対象内外のサービスを区分して記載し、説明することを基本としていることから、介護保険の短期入所にあたらぬ31日目以降についてもサービス利用票の記載対象となる。	サービス利用票は利用者に保険対象内外のサービスを区分して記載し、説明することを基本としていることから、介護保険の短期入所にあたらぬ31日目以降についてもサービス利用票の記載対象となる。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
16	No.153 ~ No.160	Q A 発出時期、文書 番号等	13.8.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.126 訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限 度額の一本化に係るQ&A及び関連帳票の記載例につ いて	13.8.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.116 訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限 度額の一本化に係るQ&A及び関連帳票の記載例につ いて
17	No.155、No.156	質問	二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続 利用日数が30日を超えた場合 は 報酬算定可能か。	二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続 利用日数が30日を超えた場合 は 報酬算定可能か。
18	No.155、No.156	回答	二つの要介護認定期間をまたがる入所であつても、 30日を超えて算定できない。	二つの要介護認定期間をまたがる入所であつても、 30日を超えて算定できない。
19	No.161	回答	(前略)、金銭の給付を目的とする普通地方公共団 体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金 銭の給付を目的とするものの時効による消滅につ いては、(中略)御質問の平成12年4月サービス提 供分に係る介護報酬を請 う する権利は、平成14年6 月末に効により消滅することになる(介護保険法第 200条)。(中略) (時効の期間、起算点等)の周知 に 努めていただ きたい。(後略)	(前略)、金銭の給付を目的とする普通地方公共団 体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金 銭の給付を目的とするものの時効による消滅につ いては、(中略)御質問の平成12年4月サービス提 供分に係る介護報酬を請求する権利は、平成14年6 月末に時効により消滅することになる(介護保険法 第200条)。(中略) (時効の期間、起算点等)の周知 に 努めていただ きたい。(後略)
20	No.162	質問	(前略)、このようなサービスの形態も介護保険の 対象として認められるものなのか。	(前略)、このようなサービスの形態も介護保険の 対象として認められるものなのか。
21	No.162	回答	(前略)、どのような生活空間か、(後略)	(前略)、どのような生活空間か、(後略)
22	No.181 ~ No.302	Q A 発出時期、文書 番号等	15.5.30 事務連絡 介護報酬に係るQ&A	15.5.30 事務連絡 <u>介護保険最新情報vol.151</u> 介護報酬に係るQ&A
23	No.216			削除 既に廃止されている取扱いのため。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
24	No.228	回答	(前略)、訪問リハビリテーションを利用する患者(患者の病状に特に変化がない <u>もの</u> に限る。)に関し、(後略)	(前略)、訪問リハビリテーションを利用する患者(患者の病状に特に変化がない <u>もの</u> に限る。)に関し、(後略)
25	No.300	質問	サービスの提供時間帯による割引率を設定した場合に、割引が適用されるのはその時間帯にサービスを提供を開始したときか。	サービスの提供時間帯による割引率を設定した場合に、割引が適用されるのはその時間帯にサービス提供を開始したときか。
26	No.319	回答	例えば4月15日に区分変更申請を行い、(中略)な粘、4月分の区分支給限度基準額については、(後略)	例えば4月15日に区分変更申請を行い、(中略)なお、4月分の区分支給限度基準額については、(後略)
27	No.401	質問	(前略)それとも、当該加算は入所者一人につき一度しか算定できないのか。	(前略)それとも、当該加算は入所者一人につき一度しか算定できないのか。
28	No.416~No.419	回答	デイサービスやショートステイに利用者が弁当を持参することは、差し支えない。	デイサービスやショートステイに利用者が弁当を持参することは、差し支えない。
29	No.481	回答	(前略)、必要と考えられる検査データに不足があれば、(中略)、健康調査等の受診を勧奨する等の対応が必要と考えられる。	(前略)、必要と考えられる検査データに不足があれば、(中略)、健康調査等の受診を勧奨する等の対応が必要と考えられる。
30	No.482	質問	「特定高齢者の決定方法 ² 案」で示された各介護予防プログラムの判定基準は、(後略)	「特定高齢者の決定方法」で示された各介護予防プログラムの判定基準は、(後略)
31	No.482	回答	(前略)、「特定高齢者の決定方法 ¹ 」で示した各介護予防プログラムの <u>基準</u> に該当しない場合であっても、(後略)	(前略)、「特定高齢者の決定方法」で示した各介護予防プログラムの <u>基準</u> に該当しない場合であっても、(後略)

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
32	No.499	回答	(前略)この場合の情報提供は、医師・歯科医師と薬局薬剤師がサービス担当者会議に参加し、医師・歯科医師から薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導の必要性を提案する方法や、サービス担当者会議に参加が困難な場合や開催されない場合には、(前略)	(前略)この場合の情報提供は、医師・歯科医師と薬局薬剤師がサービス担当者会議に参加し、医師・歯科医師から薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導の必要性を提案する方法や、サービス担当者会議に参加が困難な場合や開催されない場合には、(前略)
33	No.528、No.529	回答	各加算の計画書の様式は特に問わず、介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書と一体的に作成する場合でも、(後略)	各加算の計画書の様式は特に問わず、介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書と一体的に作成する場合でも、(後略)
34	No.542、No.543	回答	(前略)、介護保険施設の管理栄養士と介護予防通所介護・通所リハビリテーションの管理栄養士とを兼務することは可能である。(なお、居宅サービスの介護・リハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱いである。)	(前略)、介護保険施設の管理栄養士と介護予防通所介護・通所リハビリテーションの管理栄養士とを兼務することは可能である。(なお、居宅サービスの介護・リハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱いである。)
35	No.657	回答	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、(後略)	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、(後略)
36	No.689	回答	(前略)4月1日にさかのぼって、(後略)	(前略)4月1日にさかのぼって、(後略)
37	No.691	回答	法の施行に伴い、事業所の指定に關する権限は、市町村に移譲されていることから、市町村が回答すべきものである。(後略)	法の施行に伴い、事業所の指定に關する権限は、市町村に移譲されていることから、市町村が回答すべきものである。(後略)

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
38	No.697	質問	現に管理者として従事していない認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症対応型サービス事業管理者研修を受講する必要があるのか。	現に管理者として従事していない認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症対応型サービス事業管理者研修を受講する必要があるのか。
39	No.699、No.700	回答	(前略) 2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、(後略)	(前略) 2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、(後略)
40	No.710	回答	通所介護における看護職員については、月平均で1名以上の <u>を</u> 配置するものとしているところであるが、(後略)	通所介護における看護職員については、月平均で1名以上を配置するものとしているところであるが、(後略)
41	No.738	回答	(前略)、専門的な立場から意見を述べることができる者を選任されたい。	(前略)、専門的な立場から意見を述べることができる者を選任されたい。
42	No.746	回答	1 小規模多機能型居宅介護は、認知症の高齢者や重度の者に対象を絞ったサービスではなく、(後略)	1 小規模多機能型居宅介護は、認知症の高齢者や重度の者に対象を絞ったサービスではなく、(後略)
43	No.747	回答	(前略)、小規模多機能型居宅介護事業所といわば全体で「1つの事業所」とみなして各事業所間の職員の行き来を認めているところである。(後略)	(前略)、小規模多機能型居宅介護事業所といわば全体で「1つの事業所」とみなして各事業所間の職員の行き来を認めているところである。(後略)
44	No.752	回答	小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、(後略)	小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、(後略)
45	No.757	回答	(前略)、一旦契約を終了すべきである。	(前略)、一旦契約を終了すべきである。
46	No.763、No.764	回答	単に利用実人数が10名以上であればよく、必ずしもこれらの者全員が連続する3月以上の選択的サービスを利用している必要はない。	単に利用実人数が10名以上であればよく、必ずしもこれらの者全員が連続する3月以上の選択的サービスを利用している必要はない。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
47	No.767	質問	(前略)、特段の支障がないと認められるものであれば、(後略)	(前略)、特段の支障がないと認められるものであれば、(後略)
48	No.768、No.769	質問	(前略)、どのような方法で通知すればよいか。	(前略)、どのような方法で通知すればよいか。
49	No.770	回答	(前略)、認定調査及び主治医意見書の入手手続きを省略することは可能である。(中略) 当該取消以降においては、要介護認定等の申請を再度行うまでの間は、(後略)	(前略)、認定調査及び主治医意見書の入手手続きを省略することは可能である。(中略) 当該取消以降においては、要介護認定等の申請を再度行うまでの間は、(後略)
50	No.773	回答	1 遠隔地に居住する被保険者に対する介護予防事業は、(中略) 【参考】介護保険法第115条の46 (実施の委託) 第百十五条の四十六 (後略)	1 遠隔地に居住する被保険者に対する介護予防事業は、(中略) 【参考】介護保険法第115条の46 (実施の委託) 第百十五条の四十六 (後略)
51	No.775	Q A 発出時期、文書番号等	19.2.9 平成18年4月改定関係Q & A 問58の改訂について vol.5	19.2.9 介護保険最新情報vol.5 平成18年4月改定関係Q & A 問58の改訂について
52	No.776	Q A 発出時期、文書番号等	19.2.28 「介護保険法上の事後規制について」等の送付について vol.6	19.2.28 介護保険最新情報vol.6 「介護保険法上の事後規制について」等の送付について
53	No.777	Q A 発出時期、文書番号等	19.3.1 「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & Aについて vol.7	19.3.1 介護保険最新情報vol.7 「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & Aについて
54	No.819	質問	通所介護等に当たっては、(後略)	通所介護等の事業所規模区分の計算に当たっては、(後略)
55	No.820	項目	同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて	同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
56	No.820、No.821	質問	同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて	同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて
57	No.820	Q A 発出時期、文書番号等	19.12.20 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて <u>vol.26</u>	19.12.20 <u>介護保険最新情報vol.26</u> 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて
58	No.821	Q A 発出時期、文書番号等	20.8.25 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて <u>vol.41</u>	20.8.25 <u>介護保険最新情報vol.41</u> 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて
59	No.858	サービス種別	<u>_11</u> 訪問介護事業	11 訪問介護事業
60	No.1021、No.1022	回答	(前略)、引き続き当該栄養管理を施することについて利用者又はその家族の同意を得た場合には、(後略)	(前略)、引き続き当該栄養管理を実施することについて利用者又はその家族の同意を得た場合には、(後略)
61	No.1074	回答	(前略)なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合に <u>づ</u> いても同様である。	(前略)なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合に <u>つ</u> いても同様である。
62	No.1075	回答	(前略)、それらの設備を確実に設置しなければならない。(後略)	(前略)、それらの設備を確実に設置しなければならない。(後略)
63	No.1077	回答	セル内の見切れ。	行幅を広げました。
64	No.1078	質問	(前略)、ケアマネジャーを小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更しなければならないのか。	(前略)、ケアマネジャーを小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更しなければならないのか。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
65	No.1083	回答	養護老人ホームにおいては、措置の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、(後略)	養護老人ホームにおいては、措置の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、(後略)
66	No.1084	回答	(前略) 居宅サービス事業所 (後略)	(前略) 居宅サービス事業所 (後略)
67	No.1087	回答	各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数の範囲内であれば、(後略)	各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数の範囲内であれば、(後略)
68	No.1088	質問	地域密着型介護老人福祉施設には、短期入所生活介護事業所等の居宅サービス事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を何か所も併設することができるか。	地域密着型介護老人福祉施設には、短期入所生活介護事業所等の居宅サービス事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を何か所も併設することができるか。
69	No.1094	回答	1 ユニット型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準(「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成12年厚生省告示第26号)二十九)では、 <u>日中については、ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置することとしており、これを満たさない場合に減算となるが、当該告示については、「ユニットリーダー研修を受講した従業者を2名以上配置」することは求めていることから、(後略)</u>	1 ユニット型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準(「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成12年厚生省告示第26号)三十九)では、 <u>イ.日中については、ユニットごとに、常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、ロ.ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置することとしており、これを満たさない場合に減算となるが、当該告示については、「ユニットリーダー研修を受講した従業者を2名以上配置」することは求めていることから、(後略)</u>
70	No.1095	質問	(前略)、通常の交通手段を利用して <u>45</u> 20分以内で移動できる範囲内にある。	(前略)、通常の交通手段を利用して20分以内で移動できる範囲内にある。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
71	No.1108	回答	(前略)、入居者に対して領収書及びサービス提供証明書を交付することが費用であるので留意されたい。	(前略)、入居者に対して領収書及びサービス提供証明書を交付することが必要であるので留意されたい。
72	No.1109	回答	(前略)、適切に計画作成を行うことができると認められる者であれば、(中略)、「認められる者」であれば足りるものであり、(後略)	(前略)、適切に計画作成を行うことができると認められる者であれば、(中略)、「認められる者」であれば足りるものであり、(後略)
73	No.1134	回答	各共同生活佳居(ユニット)に、(後略)	各共同生活住居(ユニット)に、(後略)
74	No.1138、No.1139	質問	現に管理者として従事していない認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症対応型サービス事業管理者研修を受講する必要があるのか。	現に管理者として従事していない認知症介護実務者研修修了者が、管理者として従事することになる場合は新たに認知症対応型サービス事業管理者研修を受講する必要があるのか。
75	No.1148	回答	(前略)、当該共同生活佳居を有することができるものである。	(前略)、当該共同生活住居を有することができるものである。
76	No.1185	回答	1日あたり3人以下という利用定員については、(後略)	1日あたり3人以下という利用定員については、(後略)
77	No.1186	質問	機能訓練指導員の配置や口腔機能向上サービスなどを行う事業所の場合、入居者に対してもサービスを行うことは可能か。また、可能な場合、入居者から費用を徴収してもよいのか。	機能訓練指導員の配置や口腔機能向上サービスなどを行う事業所の場合、入居者に対してもサービスを行うことは可能か。また、可能な場合、入居者から費用を徴収してもよいのか。
78	No.1188	質問	指定認知症対応型通所介護と通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケア加算とは何が違うのか。	指定認知症対応型通所介護と通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケア加算とは何が違うのか。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
79	No.1190	質問	送迎を行わない指定認知症対応型通所介護事業所のサービスを利用する際に、訪問介護の通院等のための乗車又は降車の介助を利用することは可能か。	送迎を行わない指定認知症対応型通所介護事業所のサービスを利用する際に、訪問介護の通院等のための乗車又は降車の介助を利用することは可能か。
80	No.1191	質問	共用型認知症対応型通所介護事業所において、職員 の配置は利用定員3人に対して1人でよいのか。	共用型認知症対応型通所介護事業所において、職員 の配置は利用定員3人に対して1人でよいのか。
81	No.1191	回答	(前略)それぞれの人員配置基準を満たす数の職員 が必要である。 2 例えば、(後略)	(前略)それぞれの人員配置基準を満たす数の職員 が必要である。 2 例えば、(後略)
82	No.1192	質問	一般の通所介護と認知症対応型通所介護を、同一の 時間帯に同一の場所を用いて行うことは可能か。	一般の通所介護と認知症対応型通所介護を、同一の 時間帯に同一の場所を用いて行うことは可能か。
83	No.1192	回答	(前略)認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同 じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパ ーテーション等で間を仕切るなどにより、(後略)	(前略)認知症対応型通所介護を一般の通所介護と 同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えば パーテーション等で間を仕切るなどにより、(後略)
84	No.1193	質問	夜間及び深夜の時間帯の勤務について、(後略)	夜間及び深夜の時間帯の勤務について、(後略)
85	No.1195	回答	セル内の見切れ。	行幅を広げました。
86	No.1198	質問	(前略) 具体的にどのようなサービスを提供するのか。	(前略) 具体的にどのようなサービスを提供するのか。
87			「Q & A 集の対象とした文書一覧」の添付漏れ。	「別添 掲載文書一覧」として今回添付しました。
88				検索し易いよう、オートフィルタ機能を追加しまし た。
89				オートフィルタと紛らわしいため、リストボックス を削除しました。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
90			<p>「削除したQ & A 」一覧に掲載されているが、実際は削除されていない(下記のQ A)。</p> <p>12.4.28 国事務連絡介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 (1) 4</p> <p>「質問：医療保険適用病床入院からの外泊中に、介護保険の給付対象である訪問通所サービスの利用は可能か。」</p> <p>18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)</p> <p>49 「質問：個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。」</p> <p>54 「質問：リハビリテーションマネジメント加算を算定するに当たっては、理学療法士等の配置は基準を満たしていれば問題ないか。」</p> <p>55 「質問：リハビリテーションマネジメント加算について、原則として利用者全員に対して実施することが必要とされているが、実施しない人がいても良いのか。」</p>	「削除したQ & A 」一覧から削除しました。

	該当番号 (Q&A集左端の番号)	修正項目	誤	正
90			56 「質問：利用者ごとのリハビリテーション計画を作成したが、集団で実施するリハビリテーションで十分なため、1対1で実施するリハビリテーションを実施しなかった場合、リハビリテーションマネジメント加算は算定することが可能か。」	「削除したQ & A」一覧から削除しました。
91			<p>実際は削除しているが、「削除したQ & A」一覧に掲載されていない。(下記のQ A)。</p> <p>18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)</p> <p>45 「質問：事業所規模別に報酬が変更となるが、前年度報酬実績から、国保連合会が請求チェックしないのか。」</p> <p>58 「質問：療養通所介護の対象者は「難病等を有する重度要介護者」とあるが、「難病等」の「等」にはどのような疾患が含まれるのか。」</p>	「削除したQ & A」一覧に追加しました。